

助成限度額

介護保険制度の住宅改修費とあわせて 100 万円／世帯

平成 31 年度から工事箇所ごとの限度額が廃止され、助成が受けやすくなりました！

世帯階層区分ごとの助成率

対象者	助成率
生活保護法による被保護世帯	10 分の 10
生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	10 分の 9
生計中心者が前年分所得税非課税で、当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	10 分の 9
生計中心者が前年分所得税非課税で、当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	3 分の 2
生計中心者が前年分所得税課税の世帯で、所得税額が 7 万円以下の世帯 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 生計中心者が給与収入のみの者で、前年分の給与収入金額が 800 万円を超える世帯。 (2) 生計中心者が給与収入のみ以外の者で、前年分の所得金額が 600 万円を超える世帯	2 分の 1
生計中心者が前年分所得税課税の世帯で、所得税額が 7 万円を超える世帯 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 生計中心者が給与収入のみの者で、前年分の給与収入金額が 800 万円を超える世帯。 (2) 生計中心者が給与収入のみ以外の者で、前年分の所得金額が 600 万円を超える世帯	3 分の 1

申請から助成までの流れ

- ▶STEP 1
- ・担当ケアマネジャーに相談
 - ・施工業者の選択・見積もり
- ▶STEP 2
- ・市へ助成申請
 - ・簡易耐震診断の実施
※昭和 56 年 6 月以降に建築された住宅は不要
 - ・住まいの改良相談員（市）による現場確認・承認
 - ・市の内容審査
 - ・市から内定
- ▶STEP 3
- ・工事実施
- ▶STEP 4
- ・市へ工事完了届の提出
 - ・市の工事完了審査
- ▶STEP 5
- ・助成金額の確定
 - ・助成金の請求
 - ・助成金の支払い

事前申請に必要な書類

- ・介護保険住宅改修費支給・人生いきいき住宅助成（特別型）共通申請書
- ・ケアマネジャーなどが作成した「住宅改修が必要な理由書」
- ・住宅の平面図
- ・工事着工前の現状写真※日付入り
- ・工事費見積書（内訳書）
- ・建築年月のわかる証明書の写し
- ・住宅の所有者の承諾書※賃貸などの利用者と住宅の所有者が異なる場合

完了申請に必要な書類

- ・介護保険住宅改修費支給完了実績報告書
- ・工事に要した費用の領収書
- ・工事費内訳書
- ・工事完了後の写真※日付入り

※そのほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。
※市が行う他の助成と重複して助成を受けることはできません。
※市からの内定前の工事については、助成の対象になりません。

介護認定の他に、障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、特に重度と認められる方にも、同様の制度があります。詳しくは、障がい福祉課までご相談ください。

詳しくは、担当ケアマネジャーか介護保険課までご相談ください。

住み慣れた家で自立した生活を送るために

住宅改修費用を助成します

人生いきいき♪



「介護認定を受けても、できるだけ長く、住み慣れた住宅で健やかな生活を送りたい。」その気持ちに応える制度があります。住宅の改修に係る費用の助成制度をご利用ください。

☎ 介護保険課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1049

助成対象の工事＜例＞

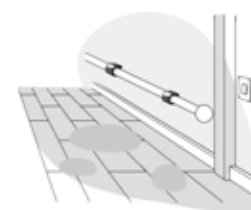
- ▶浴室、洗面所
浴室出入り口の段差解消、手すりの取り付けなど



- ▶便所
手すりの取り付け、和便器から洋便器への取り替えなど



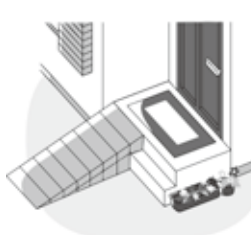
- ▶廊下、階段
手すりの取り付け、階段の滑り止めの取り付けなど



- ▶台所
レバー式水栓への取り替え、流し台の改造など



- ▶玄関
手すりの取り付け、滑りにくい床材への取り替えなど



- ▶居室
畳からフローリングへの床の張り替え、出入り口の段差解消など



※上記は一例です。

住宅の改修費用を助成

介護保険の認定（要支援 1・2、要介護 1～5）を受けた方のいる世帯が、助成対象の工事を行った場合に改修費用の一部を補助します。
※新築工事、老朽化による改修工事は助成対象にはなりません。